

# 消防計画（防火管理規程）

令和7年3月11日

独立行政法人国際協力機構  
中部センター

## 目 次

第1章	総 則	1
第2章	防 火 管 理 者	1
第3章	予 防 管 理 対 策	1
第4章	火 災 予 防 措 置	2
第5章	自 主 検 査 及 び 点 検 報 告	3
第6章	自 衛 消 防 活 動	3
第7章	震 災 対 策	4
第8章	地 震 予 知 対 策	4
第9章	防 火 教 育 及 び 訓 練	5
	別 表	6

独立行政法人国際協力機構 中部センター  
消防計画（防火管理規程）

第 1 章 総 則

（目 的）

第1条 この消防計画（規程）は、消防法第8条第1項の規程に基づき、独立行政法人国際協力機構中部センター（以下「中部センター」という。）における防火管理業務に関する必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止をはかることを目的とする。

（法規定との関係）

第2条 防火管理業務について必要なことは、別に定めのある場合を除くほか、この計画の定めによる。

（消防計画の適用範囲）

第3条 この計画は中部センターに勤務し若しくは居住し（在館研修員等）または出入りするすべての者に適用するものとする。

第 2 章 防火管理者

（防火管理者及び事務局）

第4条 防火管理者は、原則、中部センター総務課長の職にある者をもってあてるものとし、この事務局を総務課におき、計画実施に関するすべての事務を行うものとする。

（防火管理者の業務）

第5条 防火管理者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成、検討及び変更
- (2) 避難経路、非常口の適正な管理
- (3) 喫煙禁止場所・喫煙所の指定、喫煙管理
- (4) 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施
- (5) 建築物、危険物施設、避難誘導専用設備等の点検検査の実施及び監督
- (6) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (7) 火気の使用または取り扱いに関する指導及び監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 所長（管理権原者）に対する助言及び報告並びにその他防火管理に必要な業務

（消防機関への報告等）

第6条 防火管理者は、防火管理業務の適正をはかるため、必要に応じ消防機関と連絡をとりながら、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の場合はその都度）
- (2) 建築物及び消火設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導要請
- (5) 教育訓練の指導要請
- (6) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な書類

第 3 章 予防管理対策

（予防管理組織）

第7条 日常の火災予防及び地震時の出火防止をはかるため、防火管理者のもとに次の責任者を置く。

- (1) 防火担当責任者
  - (2) 火元責任者
2. 防火管理組織は別表1のとおりとする。

(自主検査)

第8条 消防用設備、避難施設その他火気使用施設等については、適正な管理と機能保持のため、定期的に点検検査を実施するものとし、各点検検査班を別表2のとおり定める。特に消防用設備等の点検については民間の点検有資格者と委託契約を締結し、実施することとする。

(防火担当責任者の業務)

第9条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第10条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理
- (2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等の日常の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認
- (4) 防火担当責任者の補佐

(宿直員の業務)

第11条 宿直員は館内を巡回し、火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を宿直日誌に記録し、防火管理者に報告になければならない。

## 第4章 火災予防措置

(火気等の使用制限等)

第12条 防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- (1) 喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定
- (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (3) 工事中の火気使用の制限及び立合い
- (4) 火災警報発令時等の火気使用禁止又は制限
- (5) その他防火管理上必要な事項

(防火管理者への報告)

第13条 次の事項を行おうとする者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を得なければならない。

- (1) 館内の改造、改修工事を行う時
- (2) 指定場所以外で臨時に火気を使用する時
- (3) 各種火気使用設備器具を設置又は変更する時
- (4) 催物の開催及びその会場で火気を使用する時
- (5) 危険物の貯蔵及び数量、種類を変更する時

(火気使用時の遵守事項)

第14条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 電熱器等の火気使用設備器具は、指定された場所以外で使用しないこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前に必ず点検すること。
- (3) 火気使用設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認し、安全な場所以外では使用しないこと。
- (4) 火気使用設備器具は使用後の点検を励行し、安全を確認すること。
- (5) 喫煙は、指定された場所以外ではしないこと。

(施設に対する遵守事項)

第15条 避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難出口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設においては、避難の妨害となる設備を設けたり又は物品を置かないこと。
- (2) 床面は避難時際し、すべり等を生じないように維持すること。
- (3) 避難出口等に設ける扉、シャッター等は、容易に開錠でき、かつ開放できるものとし、開放した場合に廊下、階段等の幅員を有効に保持できること。
- (4) 防火扉は、常時閉鎖できるような機能を有効に保持するとともに、閉鎖の際に障害となるような物品を置

- かないこと。
- (5) 防火扉に近接して延焼の媒介となる物品等を置かないこと。

(工事中における遵守事項)

第 16 条 館内外における建築物（仮設を含む）の新築、増築又は改造等の工事に従事する者、若しくは危険物関係施設等の新設、移転、改修等の工事に従事する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接、溶断その他の火気等を使用する工事を行う場合は、防火管理者の承認を得ること。
- (2) 前号の工事にあっては、消火器を配置すること。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙をしないこと。
- (4) 危険物類を使用する場合は、そのつと防火管理者の承認を得ること。
- (5) 作業現場ごとに火気管理責任者を指定すること。

## 第 5 章 自主検査及び点検報告

(自主検査の方法)

第 17 条 建築物、火気使用施設、危険物施設等の維持管理をはかるため、別表 3 に基づき実施するものとする。

(消防用設備等の点検)

第 18 条 消防用設備等の維持管理をはかるため、第 8 条の規定により点検有資格者をして消防庁告示で示す点検表に基づき、別表 4 により点検を実施させることとする。

(点検検査結果の記録)

第 19 条 点検検査を実施した各点検検査班長及び点検有資格者は、その結果を検査票又は点検表により防火管理者に報告しなければならない。

2. 前項より報告を受けた防火管理者は、その結果を取りまとめ所長（管理権原者）に報告するとともに、点検検査結果については、防火管理台帳に記録し、保存しなければならない。

(点検結果の報告)

第 20 条 所長（管理権原者）は、消防用設備等の点検結果を 1 年に 1 回、所轄消防署長に報告するものとする。

(不備欠陥等の整備)

第 21 条 防火責任者は、点検検査に基づく不備欠陥事項について改修計画をたて、その促進をはかるとともに、所長に報告するものとする。

## 第 6 章 自衛消防活動

(自衛消防組織)

第 22 条 火災、震災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、所長を自衛消防隊長に、総務課長（防火管理者）を副隊長として自衛消防隊を組織する。

第 23 条 自衛消防隊の編成は、別表 5 によるものとし、その組織及び任務は、次に定めるところによる。

- (1) 各班長に対する隊長の指揮命令は防火管理者が伝達する。
- (2) 通報・連絡班は、火災を消防機関へ通報するとともに、館内への避難及び消防隊への情報提供の任にあたる。
- (3) 避難誘導救護班は、出火と同時に建物内部の人命検索を行うとともに、所定の場所に避難誘導し点呼、確認の後、結果を副隊長経由で隊長に報告する任にあたる。また、救助を要する者があるときは救助する任にあたる。
- (4) 初期消火班は、屋内消火栓、消火器等をもって、初期消火の任にあたる。

(隊長等の権限及び任務)

第 24 条 隊長は、自衛消防隊の活動に際しては指揮命令を行うとともに、消防隊との連携を密にし円滑な消防活動ができるよう努めなければならない。

2. 副隊長は、隊長を補佐し隊長が不在の場合にはその任務を代行するものとする。

(夜間、休日の活動体制)

第 25 条 夜間、休日等の営業時間外に火災が発生した場合は、宿直者等スタッフ全員で次の初動措置を行うとともに、管理権原者及び防火管理者に連絡しなければならない。

- (1) 通報連絡  
火災を覚知した場合は、ただちに消防機関へ通報するとともに、館内の研修員等に火災の発生を通報し、さらにフロントに備え付けの緊急連絡一覧表により関係者にすみやかに連絡すること。
- (2) 避難誘導  
出火と同時に建物内部の人命検索を行うとともに救助を要する者がある時は、救助の任にあたること。
- (3) 初期消火  
延焼拡大を阻止することを主眼に消火器、屋内消火栓を有効に活用し、適切なる初期消火を行うこと。
- (4) 消防隊の情勢提供等  
到着した消防隊に対しその延焼状況、燃焼物件、危険物品等の有無等について、情報を提供するとともに火点へ誘導すること。

(防火管理業務の一部委託)

第 26 条 中部センターが行う防火管理業務のうち、避難または防火上必要な構造及び設備の維持管理及び、初期消火、通報連絡、避難誘導等火災が発生した場合の初動措置については、建物管理契約の相手先であり、中部センターに常駐する、受注業者に、委託するものとする。

(装備)

第 27 条 自衛消防隊の装備として、次のものを総務課あるいはフロントに備え付ける。

- (1) 懐中電灯

## 第 7 章 震災対策

(震災予防措置)

第 28 条 各点検検査班及び火元責任者は第 5 章で定める各種施設機器の点検及び検査にあわせて、地震時の災害発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(地震後の安全措置)

第 29 条 各点検検査班及び火元責任者は、地震発生後は、建物、火気使用設備機器、危険物施設等の点検検査及び応急措置を行うとともに、全機器について安全性を確認後、供給又は使用を開始するものとする。

(地震時の活動)

第 30 条 地震時における活動は、前章で定める自衛消防活動によるほか、次の事項について行うものとする。

- (1) 出火防止の措置  
防火担当責任者及び火元責任者は、火気使用設備機器の使用停止を行うとともに、その確認を行うものとする。
- (2) 消火活動  
館内に火災がなく、その他の被害も少ない場合で周辺に火災が発生している場合は、自衛消防隊長の命令により消火に協力するものとする。
- (3) 情報の収集  
通報連絡班は、館内の被害状況を把握し、消防隊に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 避難誘導救護  
避難誘導救護班は、ささしまライブ 24 駅前広場に避難誘導し、人員の把握につとめるものとする。

## 第 8 章 地震予知対策

(目的)

第 31 条 前第 7 章で定めるほか、大規模地震対策特別措置法「以下大震法という。」を受け、東海地震の地震防災対策強化地域に指定された当地域において、「東海地震注意情報」「東海地震予知情報」「警戒宣言」が発せられた場合、情報の各段階において迅速かつ的確な地震防災措置がとれるように次のことを行うものとする。

(自衛消防組織)

第 32 条 大震法に基づく「警戒宣言」が発せられた場合の自衛消防組織は、第 23 条 (別表 5) の組織に準ずるものとする。

(東海地震観測情報、同注意情報及び同予知情報の収集)

第33条 「東海地震観測情報」、「同注意情報」及び「同予知情報」が発せられたことを覚知した者は、ただちに隊長または副隊長にその旨を報告するものとする。

(情報の伝達)

第34条 隊長または副隊長は、前条の報告を受けた場合は「情報」の内容を確認し、別表5の自衛消防隊の各班へ取るべき措置を指示する。

(消火活動)

第35条 消火班は、「警戒宣言」が発せられた場合には、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等発火防止のための措置をとるものとする。

(救護活動の準備)

第36条 救護班は、「警戒宣言」が発せられた場合には、救急医薬品の確保、その他救護活動に必要な措置をとるものとする。

(応急物資の確保)

第37条 応急物資班は、警戒宣言が発せられた場合には、食料、飲料水、その他応急に必要な物資を確保するとともに、必要に応じて搬出を行うものとする。

(工事等の中止)

第38条 隊長は、「警戒宣言」が発せられた場合には、施設内において建築工事等の作業を行っているときは、ただちに工事等の中断の措置をとるものとする。

(安全指導)

第39条 避難監秀導救護班は、「警戒宣言」が発せられた場合には、センターの共有部分及び研修員居室内の設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難経路の障害となる備品の除去等を行うとともに、来訪者、居住者に対し不必要な不安動揺を与えないようにするものとする。

(休日、夜間の体制)

第40条 宿日直者等は、休日または夜間において「警戒宣言」が発せられたことを覚知したときは、ただちに第25条の別表5の隊長および副隊長に連絡するとともに、第35条から第39条までの措置をとるものとする。

(地震発生時および発生後の措置)

第41条 地震発生後および発生後の措置は、別に特段の指示がない限り第7条に定めるところによる。

## 第9章 防火教育及び訓練

(防火教育及び訓練)

第42条 防火管理者は防火教育および消火・通報・避難監秀導・救護等の訓練を少なくとも年2回実施するものとする。但し、防火管理者が必要と認める場合は、その都度行うことができるものとする。

(防火教育の内容)

第43条 防火教育の内容は、次によるものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 防火管理に対する職員の任務及び責任の周知徹底
- (4) その他防災上必要な事項

(消防機関への指導要請)

第44条 防火管理者は、訓練実施に関し必要があると認められる場合は、消防機関に対し指導を要請するものとする。

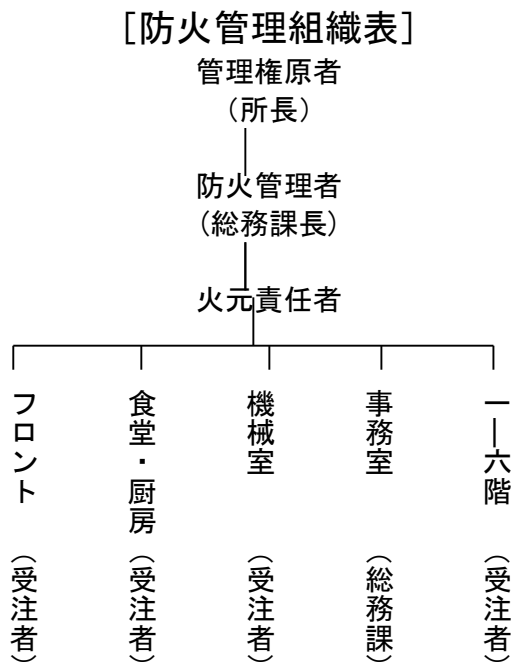
(訓練の実施報告)

第45条 防火管理者は、自衛消防訓練を行う際には、消防機関に対し火災予防条例に定める連絡を行うものとする。

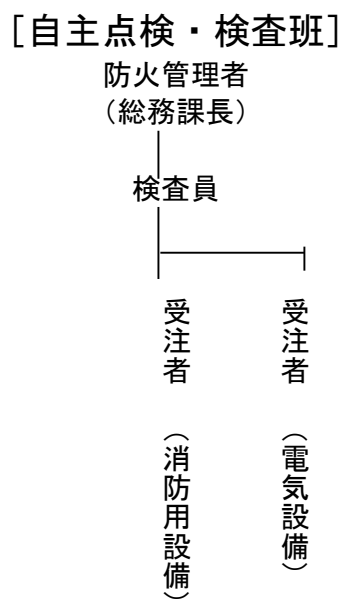
以上

附 則 この消防計画は、中村消防署から承認され次第施行する。

別表1



別表2



自主検査点検検査表

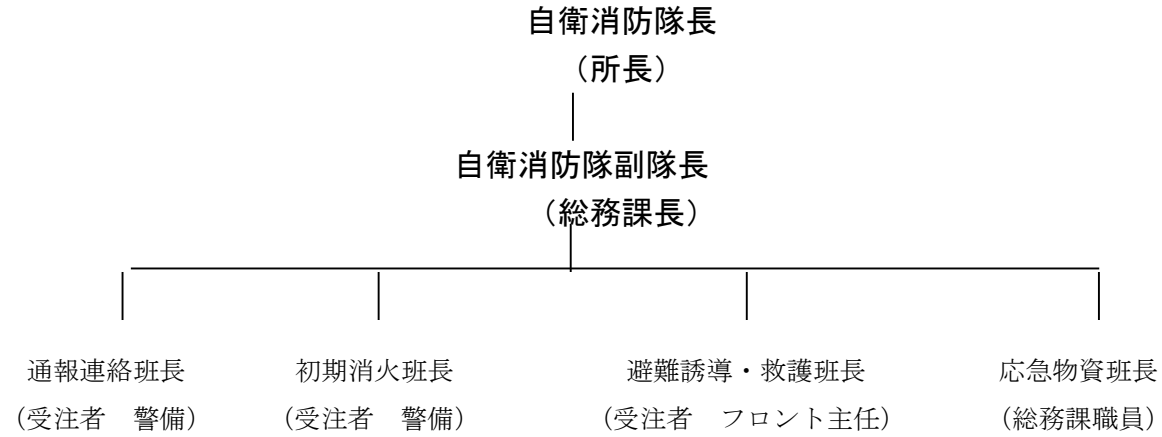
区 分	検 査 内 容	回 数	検 査 員
防 火 上 の 設 備	全 般 事 項 ( 注 1 )	1 週 間 に 1 回 以 上	受 注 者
喫 煙 管 理 状 況	館 内 点 検	同 上	同 上
電 気 設 備	全 般 事 項 ( 注 2 )	6 ヶ 月 に 1 回 以 上	同 上
消 防 用 設 備 等 (消火、警報、避難設備等)	外 観 点 検	1 ヶ 月 1 回 以 上	同 上
非 常 口 の 管 理 状 況	毎 週 1 回 以 上	同 上	同 上

- 注：(1) 防火シャッター、避難口、通路等の検査を言う。  
 (2) 施設、設備等の機能を主体に全般にわたって行う検査を言う。

法定点検検査表

消 防 用 設 備 等 (消火、警報、避難設備等)	作 動 点 検	外 観 点 検	機 能 点 検	総 合 点 検	点 検 有 資 格 者
	6 ヶ 月 1 回 以 上	6 ヶ 月 1 回 以 上	6 ヶ 月 1 回 以 上	1 年 1 回 以 上	

# 自衛消防隊編成表



※: 応急物資班は第 7 章及び第 8 章の任務遂行時に発動する。